

外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の 実現に関する施策の実施状況

目次

1	はじめに	
2	相談体制の整備（第4条関係）	
	(1) 各種相談体制の広報	P. 41
	(2) 人権相談窓口	P. 41
	(3) 在住外国人向けの相談窓口	P. 41
3	教育の充実等（第5条関係）	
	(1) 多文化共生教育の推進	P. 42
4	啓発活動（第6条関係）	
	(1) 人権に関する啓発	P. 43
	(2) 多文化理解・交流の促進	P. 43
5	情報提供（第7条関係）	
	(1) 多言語による情報提供	P. 44
	(2) 新規転入者への情報提供	P. 46
	(3) 市内外国人関連団体との連携	P. 46
6	新型コロナウイルス感染症に関する対応	
	(1) 人権への配慮を呼びかける取り組み	P. 46
	(2) 在住外国人への相談対応及び情報提供	P. 46
	(3) 神戸市ホームページにおける多言語特設ページの設置	P. 46
	(4) 在住外国人専用のワクチン接種券送付資料の作成および相談対応	P. 47
	(5) ワクチン接種予約手続きに関するサポート	P. 47
	(6) 学校現場での取り組み	P. 47
7	神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例	P. 48

1 はじめに

「神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例（令和2年4月1日施行）」第9条に基づき、本市における施策の実施状況について報告する。

2 相談体制の整備（第4条関係）

（1）各種相談体制の広報

市ホームページに新たに「外国人に関する相談」ページを設け、トップページの「くらし・手続き」にある“相談・窓口”内に配置することにより、外国人に関する本市の相談体制の内容を容易に知り、アクセスしやすくなるよう広報の強化を図った。

（2）人権相談窓口

① 一般的な人権相談窓口

相談窓口において、人権相談を実施した。

ア 実施方法

月曜から金曜（祝日、12/29～1/3を除く） 8:45～12:00、13:00～17:30

電話、面談等での相談に対して、6人の職員で対応

イ 令和2年度実績

外国人の人権に関する相談 4件

② 弁護士による法律相談

差別を受けて困っている方が専門相談を受けられるよう、弁護士による法律相談窓口を運営した。今年度、相談案内の多言語化を行い、市ホームページに掲載する予定。

ア 実施方法

毎月第3火曜日（13:30～16:30）に実施。

兵庫県弁護士会所属弁護士（1名）が市役所で相談を受け付け。

イ 令和2年度実績

外国人の人権に関する相談 0件

（3）在住外国人向けの相談窓口

① 神戸国際コミュニティセンター（在住外国人向けワンストップ相談窓口）

神戸で生活する外国人が、日常生活や行政手続きを行う上で困った時に支援するため、神戸国際コミュニティセンターにおいて、多言語による在住外国人向けのワンストップ相談窓口を運営した。

また、差別等に関する相談があった際は、市の人権相談窓口や法務省神戸地方法務局の「外国人のた

めの人権相談」を案内するとともに、必要に応じて相談時の通訳支援を行う体制を整えている。

ア 実施方法

月曜から金曜（対応言語により異なる）

10:00～12:00、13:00～17:00

電話、面談等により、日常生活に関する相談、市政に関する情報及び生活上の様々な情報を多



言語で提供。

対応言語：11言語

(日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語)

イ 令和2年度実績

生活相談 540 件、専門相談 49 件、三者通訳 205 件、同行通訳 24 件

② 中央区役所（外国人相談窓口）

在住外国人が市内で最も多い中央区において、中央区役所 2 階に多言語対応の外国人相談窓口を設置しており、転入時の生活情報の提供や区役所所管業務に関する相談・書類作成の支援のほか、在留期間の更新許可や職業相談など、区役所以外での手続きに関しても届け出先の案内や専門相談機関の紹介を行っている。

ア 令和2年度実績

利用人数 1,457 人（延べ）

3 教育の充実等（第5条関係）

(1) 多文化共生教育の推進

① 外国人講師による国際理解教育の推進

小学校では、外国人市民等を講師として招き、講師の出身国（地域）の自然や音楽、文化の紹介や交流を行う「こうべ地球っ子プログラム」などを実施し、様々な国の人々と触れ合う機会を通じ、異なる生活習慣や文化の違いを理解し尊重する児童生徒の意識の醸成に努めた。



中学校では、全校生に配布する神戸市独自の人権教育資料「あすへの飛翔」を活用し、多文化共生社会の実現について考える授業や、JICA 職員を講師に招いて外国の子供たちの生活を学ぶ講演会などを実施することにより、国際理解教育の推進に努めた。

② 多文化共生教育推進校連絡会

外国にルーツのある児童生徒が多数在籍している学校を「多文化共生教育推進校」として指定し、推進校の教育活動報告会、授業公開・研修会を行い、実践の成果を市内各校に発信することで、多文化共生教育の推進に努めた。

ア 令和2年度実績

- ・指定校 … 小学校 7 校、中学校 5 校
- ・連絡会 … (ア) 推進校活動報告会 令和2年6月12日（書面開催）
(イ) 授業公開・研修会 令和2年11月24・25日（真陽小学校）

4 啓発活動等（第6条関係）

(1) 人権に関する啓発

① 「心かよわす親子映画大会」開催

親子で楽しみながら、多文化共生について考えていただくため、児童小説を映画化した「パディントン」を上映。他国で暮らすことになった主人公を、周囲の人々が戸惑いながらも受け入れいく様子を描いた物語を鑑賞いただいた。

ア 令和2年度実績

令和2年8月4日開催 参加者 115人

② 「心かよわす市民のつどい」開催

オスマン・サンコン氏（タレント、駐日ギニア大使館顧問）による人権講演会「みんな違ってみんないい」を開催し、多文化共生の大切さについて講演いただいた。また、外国人の人権に関する啓発映画「サラマット～あなたの言葉で～」を上映した。

ア 令和2年度実績

令和2年8月12日開催 参加者 141人

③ 人権啓発メッセージ動画の放映

ヴィッセル神戸選手からの人権啓発メッセージを、市ホームページ及び市内デジタルサイネージ等で放映した。

ア 令和2年度実績

実施期間：令和2年12月4日～12月28日

内 容：酒井高德選手「多文化共生社会を実現しましょう」（30秒）

④ その他

ア 12月の人権週間を中心に、各区で人権啓発パネルを掲示し、本条例制定の周知を図った。

イ 条例内容の周知を図るため、市ホームページに条例の多言語訳（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）を掲載している。

(2) 多文化理解・交流の促進

多様な文化的背景をもつ住民の相互理解を促進するため、各種交流・相互理解事業を実施した。

① 国際理解のための市民講座

異なる文化に対する市民の理解を深めるため、「国際理解のための市民講座 2021」を開催した。

ア 令和2年度実績

日 時：令和3年2月25日 15:00～17:00

テーマ：「等身大のわたしたち 多文化・多様性って何だろう？」

スピーカー：

星野 ルネ 氏（漫画家&タレント）

三木 幸美 氏 ((公財) とよなか国際交流協会職員)

上野 貴彦 氏 (神奈川大学外国語学部ほか非常勤講師 (スペイン語・国際社会学))

参加者：48 人

② ふたば国際プラザにおける交流・相互理解事業

「地域とともに進める多文化共生の拠点施設」である
ふたば国際プラザにおいて、各種事業を実施した。

ア 令和 2 年度実績

日 時：令和 2 年 6 月 2 日～令和 3 年 3 月 31 日

実施内容： [] 内は参加実績

- ・新長田フィールドワーク [15 人]
- ・相互理解講座～世界の働き方～ [20 人]
- ・日本のお正月体験(たこあげ) [15 人]
- ・ええとこながた～多文化をたのしもう～ [16 人]
- ・交流スペースの提供 [21 団体、203 回]
- ・ヒューマン・シネマ上映会 [9 回、42 人]
- ・児童国際理解教育



③ 神戸市多文化交流員制度の実施

市内外国人留学生等を多文化交流員
に任命し、地域行事等へ派遣した。通訳・
翻訳や情報発信等を担っていただき、地
域の日本人との交流・相互理解を促進し
た。令和 3 年度は、派遣対象事業を拡大
し、民間の事業へも派遣する予定。



ア 令和 2 年度派遣実績

派遣人数：7 か国 22 名

派 遣 先：・北区 農村歌舞伎

・第 1 回 鈴蘭台 わたしのまちことば ～本とえほんと物語～ ほか計 7 箇所

5 情報提供 (第 7 条関係)

(1) 多言語による情報提供

日本語が苦手な在住外国人にも、日本で生活する上で必要となる情報を提供するため、多言語による情報発信に取り組んだ。

① 「神戸リビングガイド」の運営

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない在住外国人のため、神戸国際コミュニティセンターのホームページにおいて、人権の相談窓口に関する情報を含む、最新の生活情報・

行政情報を 11 言語で提供した。

ア 対応言語

11 言語（やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

イ 掲載内容例

- ・新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口や生活支援事業
- ・一般的な生活情報（電気・ガス・水道、ゴミ出し）
- ・行政情報（健康保険、子育て、教育、各種行政手続き等）

ウ 令和 2 年度実績

約 9,700 アクセス/月



② 行政情報の多言語翻訳

神戸国際コミュニティセンターとも連携し、新型コロナウイルス感染症に関する情報を含む、在住外国人にも必要となる市政情報の多言語対応を実施した。

ア 対応言語

11 言語（やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

イ 掲載内容例

- ・新型コロナウイルス感染症に関する予防・啓発や生活支援事業
- ・ごみと資源の分け方・出し方
- ・区役所のフロア案内
- ・税やマイナンバーカード等の各種申請書

ウ 令和 2 年度実績

212 件、うち新型コロナウイルス感染症関連 35 件

③ ベトナム語 Facebook の運営

急増するベトナム人に対応するため、ベトナム語の神戸市公式 Facebook 「Kobe Madoguchi Cho Người Việt（ベトナム人向け神戸の情報窓口）」において、市政情報等の双方向型発信に取り組んだ。

ア 投稿内容例

- ・新型コロナウイルス感染症に関する予防・啓発や生活支援事業
- ・ごみと資源の分け方・出し方
- ・市内の各種イベント情報

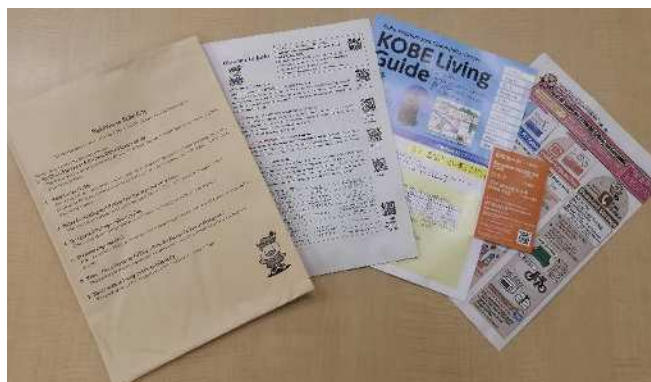
イ 令和 2 年度実績

104 件、フォロワー1,575 人（令和 3 年 7 月 7 日現在）

(2) 新規転入者への情報提供

① 区役所における情報提供

外国人の転入者に対して、多言語による生活情報誌や防災カード等を同封したウェルカム封筒を配布した。



② 外国人住民生活ガイダンス事業

在住外国人が安心して生活できるよう、ふたば国際プラザにおいて、入国間もない外国人を対象とした生活ガイダンスを実施した。

ア 実施内容

- ・新型コロナウイルス感染症に関わる情報提供
- ・税金の種類と概要
- ・履歴書の書き方

イ 令和2年度実績

16回、31人

(3) 市内外国人関連団体との連携

生活関連情報や災害関連情報の提供について、外国人コミュニティや支援団体、日本語学校等を通じて情報提供を行った。

6 新型コロナウイルス感染症に関する対応

(1) 人権への配慮を呼びかける取り組み

外国人等の方々に対するコロナに関連した誹謗中傷や心ない書き込み、偏見や誤った情報に基づく不当な差別やいじめが生じないように、神戸製鋼コベルコスティーラーズの協力を得て、「人権への配慮を呼びかける啓発メッセージ」等を神戸国際会館のデジタルサイネージで放映し(令和2年7月28日～8月31日)、啓発を行った。

(2) 在住外国人への相談対応及び情報提供

神戸国際コミュニティセンターの窓口において新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を実施するとともに、多言語での情報提供を実施した。

(3) 神戸市ホームページにおける多言語特設ページの設置

市ホームページのトップページに、新型コロナウイルス感染症に関する英語、中国語、ベトナム語の3言語の特設ページを設置し、市内感染者発生状況や相談窓口、特別定額給付金等、新型コロナワクチン接種に関する情報発信や感染拡大防止のための啓発を迅速に実施した。また、やさしい日本語

によるページも設置し、情報発信を行った。

(4) 在住外国人専用のワクチン接種券送付資料の作成および相談対応

在住外国人に対するワクチン接種券の送付にあたっては、日本語が不得手な方にもワクチン接種に関する案内であることが分かるよう、多言語表記等の工夫を施した、外国籍の方専用の封筒を作成するとともに、多言語情報を掲載したホームページの二次元コードを掲載した案内チラシを同封して、送付した。

(5) ワクチン接種予約手続きに関するサポート

日本語が不得手な方でも円滑に予約手続きが行えるよう、外国人特有の課題(ミドルネーム等)にも配慮した多言語による予約マニュアル・解説動画を作成・案内した。併せて神戸国際コミュニティセンター及び市内の各外国人コミュニティとの連携により、予約手続きに関する多言語による相談対応を実施した。

(6) 学校現場での取り組み

外国人児童生徒も含め、新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷や心ない書き込み、偏見や誤った情報に基づく不当な差別やいじめが生じないよう、市内の全学校園において、朝会や全校集会等で全校生に指導を実施したほか、日本赤十字社等の資料を使用し、学年・学級指導を実施した。

【参考】

① 在住外国人数（各年度末時点）＊国籍別上位3ヶ国を記載

平成30年度 47,802人（韓国又は朝鮮 16,714 中国 14,532 ベトナム 6,978）

令和元年度 49,110人（韓国又は朝鮮 16,243 中国 14,886 ベトナム 7,613）

令和2年度 48,211人（韓国又は朝鮮 15,747 中国 14,012 ベトナム 8,089）

② 市内外国籍児童生徒在籍数（各年度5月1日時点）＊国籍別上位3ヶ国を記載

平成30年度 1,236人（中国 483 韓国又は朝鮮 294 ベトナム 213）

令和元年度 1,280人（中国 518 韓国又は朝鮮 273 ベトナム 219）

令和2年度 1,332人（中国 565 韓国又は朝鮮 244 ベトナム 214）

7 神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例

多文化共生は今や人類の平和と繁栄を実現するための共通の課題であり、故に国籍、人種、文化、宗教などの違いをもって不当な差別を助長し、扇動する行為を防止、解消することは人類共通の責務であるといえる。

多文化共生の果実はすでに私たち神戸市民の手元にある。すなわち 1868 年の開港以来、神戸は、諸外国から人々が来訪し、共に街を作り、仕事をし、神戸経済を発展させるとともに、独自の多文化共生の生活文化を生み出してきた。諸外国の人々との交流なくして今日の神戸の街は存在しなかったといっても過言ではない。

さらに近年、発展著しいアジアを中心とした海外からの観光客や留学生の増加は、日本経済の成長に寄与している。また多くの業種、業界で人手不足が深刻な問題になっている中、その解消策の一つとして海外からの人材の導入に大きな期待がかかっている。

このような現況を見れば、諸外国の人々が安心して我が国を訪れ、また生活することのできる社会を構築しなければ、本市はもとより日本の社会が立ち行かなくなることは明らかである。

本市が平成 28 年 3 月に策定した神戸 2020 ビジョンでも、誰もが包摂され、その個性と多様性を尊重し、誰もが持てる力を発揮でき、支え合うことのできる社会づくりを目指していくことを規定している。

本市が世界に開かれた都市として、外国人に対する不当な差別的言動をはじめとするあらゆる不当な差別を解消することはもとより、全ての市民がそれぞれの文化を尊重し合い、共に生きる社会を構築することは、市民経済の発展と市民福祉向上のために極めて重要であることから、その推進のためこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、表現の自由その他の自由及び権利を保障する日本国憲法を遵守しつつ、外国人に対する不当な差別を解消するとともに、それぞれの文化を尊重し合い共に生きる多文化共生社会を構築するため、その取組について、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「外国人」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 2 号に規定する外国人であって、適法に居住するものをいう。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、外国人に対する不当な差別を解消し、及び全ての人の尊厳が尊重されるまちづくりを進めるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第 4 条 市は、外国人に対する不当な差別に関する相談に的確に応ずるとともに、国又は関係機関との連携により、必要な相談体制の拡充に努めるものとする。

(教育の充実等)

第 5 条 市は、国又は関係機関との連携により、外国人に対する不当な差別を解消するための教育活動を

実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第6条 市は、国又は関係機関との連携により、外国人に対する不当な差別の解消の必要性について、市民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 市は、国籍や民族の違いを問わず、全ての人がお互いの違いを認め合う多文化共生社会を実現するという視点に立ち、多文化共生の基礎となる人権啓発を推進するよう努めるものとする。

(情報提供)

第7条 市は、外国人に対し我が国の社会生活に必要な情報を的確に提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第9条 市長は、毎年度、この条例に基づく市の施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。